

高等学校における遠隔教育の導入について

1. アクションプランにおける記載

I T 利活用の裾野拡大のための規制制度改革集中アクションプラン（抜粋）
（平成 25 年 12 月 20 日高度情報通信ネットワーク社会推進戦略本部決定）

文部科学省は、高等学校における遠隔授業の正規授業化に向けて、教育課程の特例措置や関係する事業の成果を活用し、総合的かつ網羅的に実践事例の収集・検証を行うとともに、I T を活用した遠隔教育の有効性や課題及びその対応策について検討を行うための有識者会議を平成 26 年度早期に立ち上げる。有識者会議においては、平成 26 年度末までの実践事例の実施状況を踏まえつつ、平成 27 年度早期に検討状況の中間的な整理を行うとともに、その後のスケジュールについて明確化する。

2. 検討会議の設置と検討

○平成 26 年 7 月に有識者会議を設置（名簿は別紙 1）。

< 検討事項 >

①高等学校における遠隔教育について

- ・遠隔教育の導入に当たっての基本的考え方
- ・研究開発学校等や他の学校種（大学等）における遠隔教育の実態把握
- ・遠隔教育の有効性と課題の整理（例：指導や評価など教育手法の在り方、I C T 機器等の教育環境の在り方 等）
- ・高校教育における遠隔教育の今後の在り方

②その他

< これまでの経緯 >

- 7 月 4 日 第 1 回会議（自由討議）
- 7 月 17 日 第 2 回会議（高等学校・大学等の取組についてヒアリング）
- 9 月 9 日 第 3 回会議（高等学校・大学等の取組についてヒアリング）
- 10 月 14 日 第 4 回会議（審議報告骨子（案）の検討）
- 11 月 10 日 第 5 回会議（報告書（案）の検討）
- 12 月 8 日 第 6 回会議（報告書（案）の検討）
報告とりまとめ（別紙 2 参照）

※ 上記の他、平成 27 年度概算要求にて高等学校における遠隔教育の普及推進に関する調査研究事業を計上。

高等学校における遠隔教育の在り方に関する検討会議 名簿

- ◎赤堀 侃司 白鷗大学教育学部長・教授
- 安彦 忠彦 神奈川大学特別招聘教授
- 荒瀬 克己 大谷大学文学部教授
- 梅原 哲 東京都立武蔵野北高等学校校長
- 香山 瑞恵 信州大学学術研究院工学系教授
- 向後 千春 早稲田大学人間科学学術院教授
- 國領 二郎 慶應義塾大学総合政策学部教授
- 西野 和典 九州工業大学大学院情報工学研究院教授
- 林田 和喜 長崎県教育庁総務課県立学校改革推進室長
- 東原 義訓 信州大学学術研究院教育学系教授
- 平方 邦行 工学院大学附属中学高等学校校長
- 村田 尋如 北海道有朋高等学校校長
- 門馬 誠 東京都立砂川高等学校通信制課程副校長
- 山口 しのぶ 東京工業大学学術国際情報センター教授

(◎座長、○副座長)
(五十音順・敬称略)

高等学校における遠隔教育の在り方について（報告）

（平成 26 年 12 月 8 日 高等学校における遠隔教育の在り方に関する検討会議）概要

1. 検討の背景

<高等学校教育を取り巻く状況の変化>

- 少子高齢化に伴い、特に離島や過疎地などにおいて、各教科・科目等の専門知識を有する教員を十分に確保できない事例など教育機会の確保が必要
- 高等学校の生徒の能力、適性、興味・関心、進路希望等が多様化する中で、より一層多様かつ高度な教育機会の確保が必要
- 不登校生徒や療養中の生徒、障害のため通学して教育を受けることが困難な生徒に対するきめ細かい対応が必要
- MOOC や反転授業等 ICT を活用した新たな取組の進展、タブレット等新たな学習方法の導入

<現行制度>

- 全日制・定時制課程においては原則不可

<遠隔教育に関する各種提言>

- 「IT利活用の裾野拡大のための規制制度改革の集中アクションプラン」(平成 25 年 12 月 高度情報通信ネットワーク社会推進戦略本部決定)において、高等学校における遠隔授業の正規授業化に向けて検討することについて提言

2. 高等学校における遠隔教育の今後の在り方

<遠隔教育の導入の目的・意義>

- 離島・過疎地等の生徒に対する教育機会の確保
- 多様かつ高度な教育に触れる機会の提供
- 不登校や療養中など特別な支援が必要な生徒に対する個別学習ニーズへの対応

<改革の方向性>

- 全日制・定時制課程において、一定の要件の下、遠隔教育を導入

【具体的な要件】

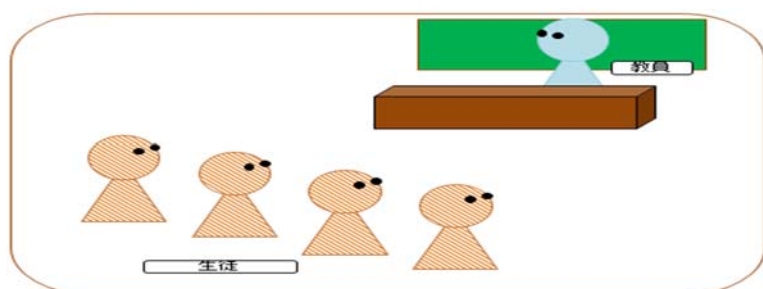
- ・原則として同時双方向型
(特例としてのオンデマンド型は、不登校生徒に加え、療養中の生徒等も対象)
- ・74単位のうち36単位を上限として可
(ただし、各科目の単位修得にあたっては一部、直接対面による授業の実施)
- ・配信側の教員は担当教科の免許保持者であり、かつ受信側の高等学校に属する教員 等

3. 推進方策

- 遠隔教育に関する規定の明確化など必要な制度改正の実施
- 遠隔教育を先導的に導入する高等学校における調査研究の実施
- 受信側で授業をサポートする者の確保や、ICT 支援員の効果的な配置など実施体制の構築
- ICT 機器やネットワーク環境の整備

全日制・定時制高等学校における遠隔教育の導入イメージ

<現行>



全日制・定時制課程における遠隔授業については、担当教諭の指導の下で行う場合を除き、原則として認められていない。

<改革案>



同時双方向型(双方向・同期・別空間)については、以下の要件を満たす場合、正規の授業として認める。

【要件】

①教育課程

- ・74単位のうち、36単位を上限
※ただし、科目ごとに、一部、直接対面による授業を実施

②配信側の教員

- ・担当教科の免許保持者かつ受信側高校に属する教員

※受信側は、原則として当該高校の教員(担当教科外でも可)の立会いの下で実施

③教科書・教材

- ・現行と同様

④評価

- ・評価者は配信側の教員

【留意点】

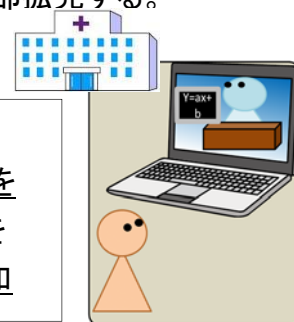
- ・可能な範囲でICT支援員等の技術面でのサポート人材を配置
- ・画面では見づらい場合のプリント教材等の事前準備
- ・生徒の質問機会の確保、受講生徒数の規模適正化(原則、40人以下で適切に学習評価を行うことが可能な環境)等

オンデマンド型(一方向・非同期・別空間)についても、現行の不登校特例を一部拡充する。

現行の不登校特例制度

高等学校の全日制・定時制課程における不登校生徒を対象として、通信の方法を用いた教育により、36単位を上限として単位認定を行うことが可能。

療養中の生徒及び障害のため通学して教育を受けることが困難な生徒を新たに対象範囲として追加



※同時双方向型：学校から離れた空間へ、インターネット等のメディアを利用して、リアルタイムで授業配信を行うとともに、質疑応答等の双方向のやりとりを行うことが可能な方式

オンデマンド型：別の空間・時間で事前に収録された授業を、学校から離れた空間で、インターネット等のメディアを利用して配信を行うことにより、視聴したい時間に受講をすることが可能な方式